かしょう ぶんきょうく けんり かん じょうれい そぁん (仮称) 文京区こどもの権利に関する条例 (素案)

ぜんぶん **前文**

こどもからの声

わたしたちは、「こどもの権利」を持っています。

がっこう ちぃき みぢか ぱしょ けんり せんり 学校や地域など身近な場所で「こどもの権利」について知り、学ぶ機会をつくってほしいです。

わたしたちも、「こどもの権利」について自分自身の 考 えをもち、身近な人から声をかけ

で広めていきます。

こどもの意見をはじめから否定することなく、しっかりと受け止めて、尊重し、こどもにと ばに いちばん だいいち かんが って何が一番よいかを第一に 考えてほしいです。

大人の意見については、こどもが理解して納得できるように理由をしっかり説明してほしいです。

こども 自 らが 考 えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの声を聴いて、 みまも ひつよう てだす 見守り、必要な手助けをしてほしいです。

でと くら まわりの人と比べられたり、「こどもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。 じぶん かのうせい しん じぶん 自分の可能性を信じられる自分であるために、個性をもった一人の人として向き合って、 ゆめ がんば そんちょう おうえん せいちょう みまも 夢や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守ってほしいです。

わたしたちは、失敗を認めてもらい、たくさん挑戦していきたいです。

ҕょうせん しっぱい みまも う い おうえん 挑戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

じぶん みらい じぶん き せいちょう つづ かんきょう ていきょう 自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。

「こどもの権利」が守られていないと感じたときに、秘密が守られ安心して相談できる ^{はしょ みちか} 場所が身近にほしいです。

「こどもの権利」を主張できて、信頼できる人に助けてもらえる場所を用意してほしいです。

ぶんきょうく せんげん 文京区の宣言

すべ 全てのこどもは、一人一人がかけがえのない存在です。

けんこう じぶん そだ う けんり も 健康に、自分らしく育つために、生まれながらに権利を持っています。

文京区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利について、こどもも まとな ただ し いっしょ まも じっげん め ざ じょうれい せいてい 大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定し ます。

1 目的

じょうれい じどう けんり かん じょうやく かんが ぶんきょうくぜんたい けんり この条例は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、文京区全体でこどもの権利 たいせつ まも すこ せいちょう ささ もくてき を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

ことば い み 2 言葉の意味

- (1) 「こども」とは、区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する 18歳未満 ひとおよ ひと ひと けんり みと てきとう ひと の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人のことをいいます。
- (2) 「保護者」とは、こどもの親、里親その他の親に代わりこどもを養育する人のことをいいます。
- (3) 「区民等」とは、区内に在住し、在学し、在勤する人並びに区内で活動する事業者及

 だんたい

 び団体のことをいいます。

きほんりねん **基本理念**

けんり つぎ さだ かんが かた きほんりねん ほしょう こどもの権利は、次に定める 考 え方を基本理念として、保障されなければなりません。

- **
 ② 全てのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよいりょう きょういく せいかっ しぇんとう う ほしょう
 う、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。
- ④ こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も善いこと は何かを第一に考えます。

4 こどもの権利

ってい そだ まな しせっ ちいきしゃかいとう ばめん こどもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等のあらゆる場面において、特に次に掲げる 株利が保障されます。

- いのち まも およ そんちょう

 命が守られ、及び尊重されること。
- けんこうてき せいかつ ひつよう いりょう ぎょうせい とう う
② 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- あんぜん あんしん す ③ 安全・安心に過ごせること。

せいちょう かのうせい かん けんり 【成長と可能性に関する権利】

- きまざま ぶんか げいじゅつ とう ふ およ した ⑥ 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しめること。
- く かえ ちょうせん ⑦ 繰り返し挑戦できること。
- ではい みと じぶん かのうせい たいせつ ⑨ 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

ひつよう しえん う まも けんり 【必要な支援を受け、守られる権利】

- ^{なや} こま とう そうだん **⑩ 悩んでいること、困っていること等を相談できること。**
- りゅう ふとう あつか う ① こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- しんたいてきまた せいしんてき ぼうりょく さくしゅ ゆうがい ろうどうとう まも 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。
- ④ こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。

いけんとう ひょうめい なかま かん けんり 【意見等の表明と仲間づくりに関する権利】

- じぶん いけん かんが き も とう ひょうめい そんちょう ⑤ 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること。
- ⑥ 仲間をつくり、集まれること。

5 区の役割

- (1) 区は、こどもの権利を保障するための施策を推進し、こどもが安心して暮らすことが かんきょう とりくみ おこな できる環境をつくる取組を行うものとします。
- く ほごしゃ あんしん こそだ と く ひつよう しえん おこな (2) 区は、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとします。
- く くみんとうおよ そだ まな しせっ きょうりょく かっとう しぇん (3) 区は、区民等及び育ち学ぶ施設と協力するとともに、その活動を支援するものとします。
- (4) 区は、国、都その他の関係機関と連携し、こどもの権利が広く保障されるための取組 じっし っと の実施に努めるものとします。

ほごしゃ ゃくわり **6 保護者の役割**

- (1) 保護者は、家庭がこどもの健やかな成長に大切な場であること並びにこどもの養育 まま せいちょう だいいち せきにん たんしき けんり ほしょう っと 及び成長に第一の責任があることを認識し、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 保護者は、必要に応じて、区、区民等、育ち学ぶ施設の協力及び支援を受けながら、 また せいちょう つと こどもが健やかに成長できるよう努めるものとします。

くみんとう やくわり **7 区民等の役割**

- (1) 区民等は、こどもの権利について理解を深め、こどもの権利を保障するよう努めるも のとします。
- (2) 区民等は、地域社会がこどもの健やかな成長に重要な役割を持っていることを認識し、こどもが健やかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体でこどもを見守り、支援するように努めるものとします。
- じぎょうしゃ はたら ひと しごと こそだ りょうりつ かんきょう っと (3) 事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとします。

そだ まな しせっ やくわり **8 育ち学ぶ施設の役割**

- (1) 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健やかな成長に重要な役割を持っている

 にんしき
 ことを認識し、こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報

 ていきょう おこな たが きょうりょく しせっ うんえい っと 提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めるものとします。

9 こどもの意見等の表明と参加

- (1) こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することができ、こいけん ねんれい せいちょう ていど おう じゅうぶん そんちょう どもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- (2) 区は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとします。
- く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせっ かつどう いけんとう はんえい (3) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映 また さんか つと 又はこどもの参加に努めるものとします。
- (4) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表明及びこどもの しゃかいてきかつどう さんか そくしん たいせつ およ ほうほう まな 社会的活動への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、 ひつよう じょうほう え っと 必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。
- くおよ そだ まな しせっ いしひょうじ ほうほう たよう こうりょ いし (5) 区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思 と ひつよう おう いけんとう だいべん っと をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めるものとします。

あんぜん あんしん す かんきょう 10 こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせっ 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもがありのままの自分でいられて、 あんぜん あんしん す っと 安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めるものとします。

11 こどもの居場所づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせっ あそ まな た かっとう 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をするとと あんしん やす ひっよう いばしょ っと もに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるものとします。

きだ まな かんきょう 12 育ちと学びの環境づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせっ しんしん じょうきょう お かんきょうとう 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等 まっ のそ そだ まな かんきょう っと に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるものとします。

あんしん そうだん かんきょう 13 安心して相談できる環境づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせっ なや こま とう 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困っていること等 まがる あんしん そうだん かんきょう っと について、ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとします。

きゃくたい たいばつ とう けんりしんがい ぼうし 14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止

- (1) 誰であっても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行ってはなりません。
- く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせっ たい ぎゃくたい たいばっ とう (2) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の けんりしんがい ぼうしおよ そうきはっけん つと 権利侵害の防止及び早期発見に努めるものとします。
- (3) 区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切か じんそく きゅうさい かんけいきかん れんけい ひつよう しえん おこな つ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

ひんこん ぼうし 15 貧困の防止

く すべ だれひとりと のこ すこ そだ まな 区は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよ くみんとうおよ そだ まな しせっ きょうりょく ひんこん ぼうし っと う、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものとします。

けんり かん ふきゅうけいはつ 16 こどもの権利に関する普及啓発

- (1) 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、 しゅうち また がくしゅう きかい もう とう とりくみ ふきゅうけいはつ おこな 周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとします。
- (2) 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしあうことができ ひとは、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしあうことができ ひつよう しえん おこな るよう必要な支援を行うものとします。

17 こどもの権利に関する施策の推進

く すべ けんり ほしょう ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな 区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ しせっ きょうりょく けんり かん とりくみ すいしん 施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進するものとします。

けんりょうごいいん かん きてい 【こどもの権利擁護委員に関する規定】

- けんりょうごいいん つぎ さだ しょくむ たんとう (2) 権利擁護委員は、次に定める職務を担当します。
 - けんり ほしょう そうだん おう ひつよう じょげんおよ しえん おこな ① こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - けんり ほしょう
 ひつよう ちょうさおよ ちょうせい

 ② こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること。
 - けんり しんがい きゅうさい かんけいしゃ ようせい ③ こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
 - ④ こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表明すること。
 - (5) こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての理解を広めて およ かんけいしゃ きょうりょく すいしん かん いくこと及び関係者との協力の推進に関すること。

- (3) 権利擁護委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に かん すぐ しきけん ゆう もの くちょう いしょく 関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱します。
- (4) 委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- (5) 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき、(3)に規定する委嘱の要件を満たさなくなったとき又は職務上の義務違反その他の権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認めるときは、その職を解くことができます。

けんりょうごいいん しょくむ すす かた 19 権利擁護委員の職務の進め方

- (1) 権利擁護委員は、職務を行うときは、こどもの意見等を聞き、その意見等を尊重す もっと よ かんが おこな おこな かんが おこな おこともに、そのこどもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。
- サんりょうごいいん こうせい こうへい しょくむ おこな (2) 権利擁護委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
- (3) 権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、必要に応じて こうぎ おこな 合議を行います。
- はんりょうごいいん じぶん りがいかんけい じゅん しょくむ おこな (4) 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。
- けんりょうごいいん まいねんど しょくむ じっしじょうきょう くちょう ほうこく (5) 権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。
- く けんりょうごいいん どくりつせい こうせい こうへい しょくむ おごな かんきょう (6) 区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境をかくほ ひつよう きょうりょくおよ しえん おごな 確保するために必要な協力及び支援を行うものとします。
- (7) 区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整った。 けんりょうごいいん きょうじんとう かんきょう ととの (7) 区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整った はんりょうごいいん しょくむ きょうりょく っと えるよう努めるとともに、権利擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。

20 権利擁護委員への相談等

こども及びそのこどもに関係のある人は、権利擁護委員にこどもの権利の保障につい ひっょう そうだん おこな また ようせい も て必要な相談を行い、又は18(2)③の要請若しくは18(2)④の意見の表明を行うことを また 求めることができます。

- けんりょうごいいん ようせいおよ いけん そんちょうとう 21 権利擁護委員の要請及び意見の尊 重等
 - (1) 区、区民等及び育ち学ぶ施設は、権利擁護委員から18(2)③の要請又は18(2)④の いけん ひょうめい う 意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。
 - (2) 区は、(1)の取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければなりません。ただし、(1)の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利 #護委員に報告しなければなりません。

その他の推進体制

①推進に向けた計画

子育て支援計画(令和7年度~令和11年度)は、令和9年度に中間年度見直しを行う予定であり、この見直しに合わせて、条例の具体的な推進体制を計画に盛り込んでいきます。

②推進施策の確認・検証

条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて、条例に基づく施策の進捗や取組 状況の確認・検証を行います。

③こどもの意見を聴き取る取組

こどもの権利推進リーダーを募集し、こども本人の参加のもと、条例(主に前文)案の作成から制定当初の啓発手法等について検討を行います。

令和 6 年度、7 年度 条例(前文)案作成 令和 8 年度 啓発手法の検討、実施